

江別市子ども医療費助成制度の拡大について

江別市では、子どもの医療費の一部を保護者に助成することによって医療費の負担軽減を図り、あわせて子どもの健康増進と健全なる育成を図ることを目的に、子ども医療費助成制度を実施しています。

現在、通院医療費については、0歳から小学3年生までの子どもを対象に助成しておりますが、このたび、子育て環境の更なる充実を図るため、令和6年4月1日診療分から、小学4年生から中学3年生までの子どもの通院医療費を新たに助成対象といたします。

◎助成の範囲及び内容

医療機関にかかった時の医療費のうち保険診療の自己負担額（2割から3割）について助成します。子どもの年齢や世帯の住民税課税状況により、次の一部負担金が発生します。

【一部負担金】

区 分		通院	入院	指定訪問看護
未就学児	課税	初診時一部負担金（※1）		1割負担
	非課税			
小学生 （1～3年生）	課税	1割負担（※2）	初診時一部負担金	1割負担
	非課税	初診時一部負担金		
小学生 （4～6年生）	課税	1割負担	初診時一部負担金	1割負担
	非課税	初診時一部負担金		
中学生	課税	1割負担	1割負担	1割負担
	非課税	初診時一部負担金	初診時一部負担金	

令和6年4月1日診療分から助成対象

（※1）初診時一部負担金 = 初診の時にかかる自己負担金（医科 580 円・歯科 510 円）で、再診の場合や調剤分については発生しません。

（※2）1割負担 = 総医療費の1割が自己負担となります。ただし、次の月額上限があります。

・通院のみの場合：18,000 円<年間上限額 144,000 円（8 月から翌年 7 月診療分までの 1 年間）>

・入院を含む場合：57,600 円<多数回該当の場合 44,400 円>

※過去 12 か月以内に月額上限に 3 回以上達した場合、4 回目から多数回該当となります。

・訪問看護の場合：住民税非課税世帯 8,000 円、住民税課税世帯 18,000 円